

帯広市中小企業振興協議会（第1回）

平成19年7月20日（金）16:00～
帯広市役所10階第5A会議室

1. 開 会
2. 帯広市長挨拶
3. 協議会委員紹介（資料1）
4. 帯広市中小企業振興基本条例の説明（資料2）
5. 協議会要綱の説明（資料3）
6. 正副会長の互選
7. 正副会長挨拶

8. 議 事
 - (1) 策定体制（部会設置と部会委員の選任）について（資料4）
 - (2) 協議会の進め方について
 - ① 協議項目（論点）について（素案 資料5）
 - ② 協議会のスケジュールと運営方法について（資料6）
 - ③ 第2回協議会に提出予定の資料について（資料7）
 - (3) 第2回協議会の開催日程について

9. 閉 会

帯広市中小企業振興協議会委員名簿

岩橋	浩	いわはし ひろし
梅田	恵志	うめだ けいじ
太田	豊	おおた ゆたか
梶原	雅仁	かじわら まさひと
金山	紀久	かなやま としひさ
曾根	一	そ ね はじめ
高原	淳	たかはら あつし
竹川	博之	たけかわ ひろゆき
千葉	和也	ち ば かずや
出村	行敬	でむら ゆきのり
永草	淳	ながくさ あつし
長橋	敦	ながはし あつし
中村	利雄	なかむら としお
深澤	知博	ふかざわ ともひろ
細川	吉博	ほそかわ よしひろ
馬込	毅	まごめ つよし
安井	保明	やすい やすあき
渡辺	純夫	わたなべ すみお

帯広市中小企業振興基本条例

帯広・十勝は、民間開拓団の入植以来、先人たちの弛まぬ努力によって、農業及び関連する幅広い産業が発展を遂げてきました。今日でも、農業を基盤として、食品加工や農業機械など関連産業が発達しているほか、消費・サービス、運輸・流通など幅広い産業が展開しており、帯広市は、広く十勝の産業と関連性を深めながら、十勝の産業や生活を支える中心都市として発展してきています。

本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させ、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手であります。

地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることへの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するためこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、帯広市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興連合会その他市長が適当と認めた中小企業団体をいう。

(中小企業振興の基本的方向)

第3条 この条例の目的を達成するため、市及び中小企業者等が協働して中小企業の振興を図る基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援
- (2) 技術・技能の向上をはじめとする人材の育成及び担い手づくりの促進
- (3) 経営基盤の強化
- (4) 産業基盤の整備
- (5) 中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

(市長の責務)

第4条 市長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする。

- 2 市長は、国、北海道その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者等に対する支援等必要な施策を講じなければならない。

(中小企業者の役割と努力)

第5条 中小企業者は、自助の精神にのっとり経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和及び消費生活の安定・安全確保に十分に配慮し、地域経済の振興発展に貢献するものとする。

- 2 中小企業者は、それぞれの地域及び業種等を中心に組織化を図るとともに、中小企業者等による共同事業の実施、商店街組織への加入等相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、帯広・十勝の中小企業が地域経済の振興・発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域中小企業の育成・発展に協力するよう努めるものとする。

(委任規定)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(帯広市中小企業等振興条例の廃止)

- 2 帯広市中小企業等振興条例(昭和54年条例第26号)は、廃止する。

帯広市中小企業振興協議会設置要綱

(設置)

第1条 市及び中小企業者等が中小企業の振興方策について協働で検討するために、帯広市中小企業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市及び中小企業者等が協働して中小企業の振興を図るための指針（産業振興ビジョン）策定に関する事。
- (2) その他中小企業振興に関する事。

(委員構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 中小企業関係団体の関係者
- (2) 地域金融機関の関係者
- (3) 行政機関等の関係者
- (4) その他の機関の関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1号の指針策定までの期間とする。

(会長等)

第5条 協議会には、委員の互選により、会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 専門の事項を調査するために必要があるときは、協議会に、委員及び部会委員で組織する部会を置くことができる。
- 3 部会委員は、協議会において選任し、会長が依頼する。調査が終了したときは、その任を終えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、帯広市商工観光部商業まちづくり課において行う。

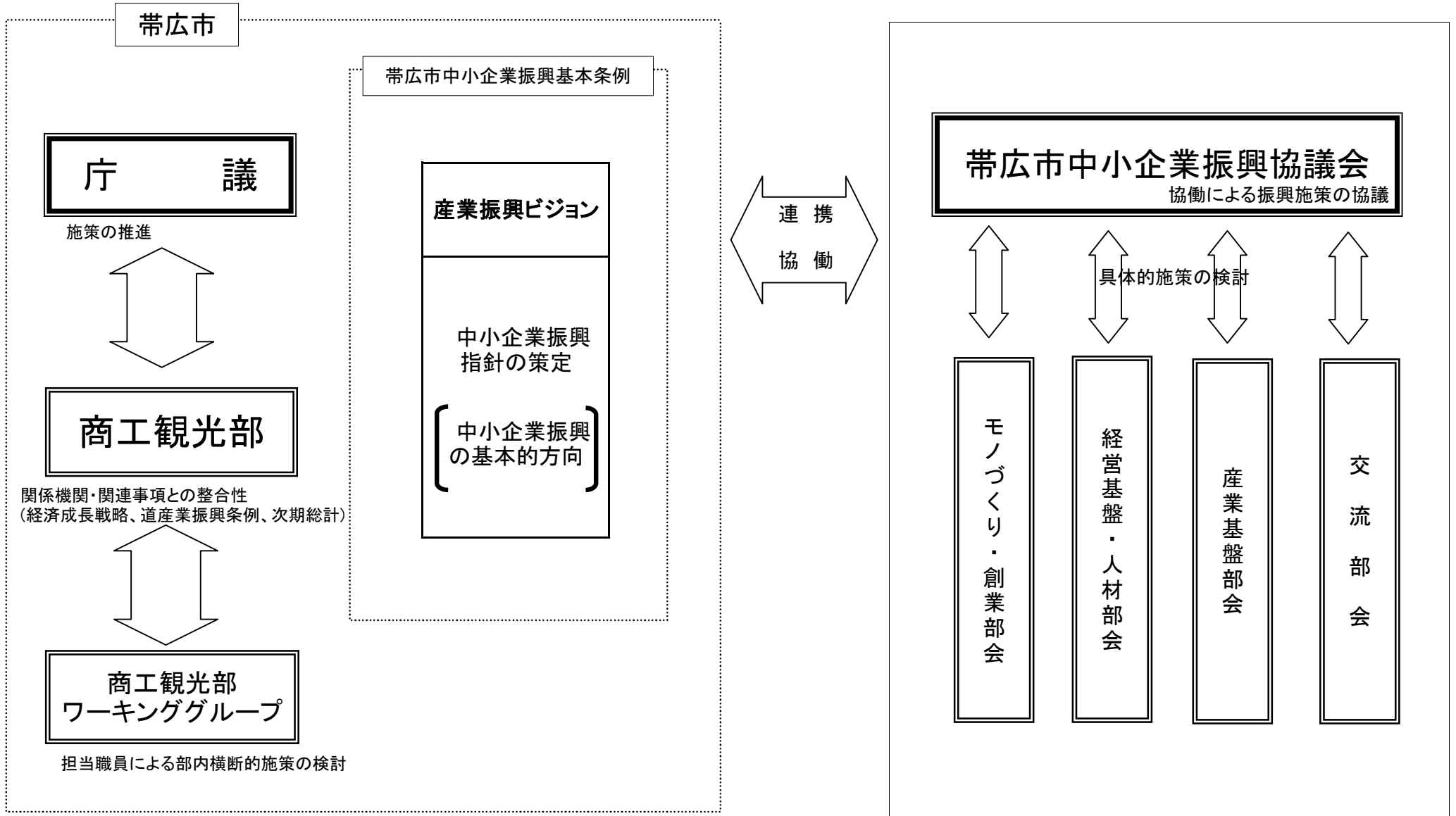
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

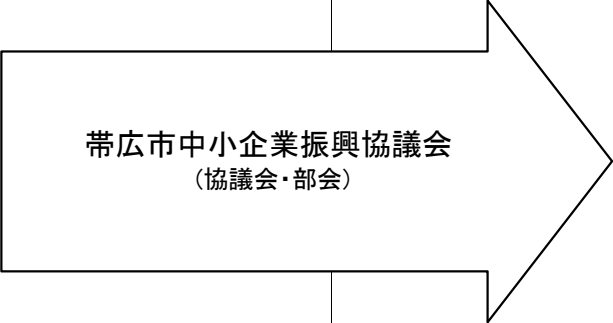
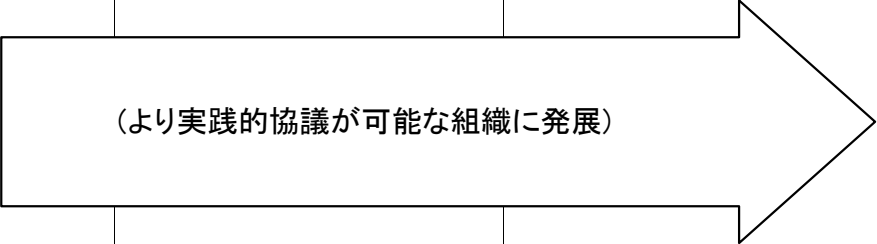
附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

帯広市中小企業振興協議会・産業振興ビジョン策定体制



帯広市中小企業振興協議会の方向

テーマ	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度～
産業振興ビジョン策定				
産業振興ビジョンの推進				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会設置(7月) ○産業振興ビジョン素案 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業振興ビジョン(パブコメ他) ○産業振興ビジョン策定(秋頃まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第5期総合計画(H12～21年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○次期総合計画

協議項目（論点）について（素案）

部会の協議項目（想定）

(1) **ものづくり創業部会**

ア. 産学官連携・産業クラスター形成

■産学官・産業間連携の取り組み

- 例) ・試験研究機関と企業ニーズのマッチング
- ・農業を核とした産学官連携の取り組み
 - ・異業種交流
 - ・帯広畜産大学、公設機関等の活用方策
 - ・産業クラスターの核

イ. ものづくり

■帯広におけるものづくり

- 例) ・売れるものづくり
- ・事業化へ移行させる仕組みづくり
 - ・伝統的な技術の継承
 - ・十勝産業振興センターの活用
 - ・着目すべき新しい分野
 - ・起業を促す環境づくり

ウ. ブランド形成

■地域ブランド

- 例) ・オール十勝のブランドの必要性
- ・「食」以外のブランド化
 - ・販路拡大
 - ・ブランドの定着化
 - ・本州物産展以外の販路拡大策

(2) **経営基盤・人材部会**

ア. 商業・商店街の振興

■商店街・個店の役割

- 例) ・個店の差別化、個性化
- ・大型店との差別化
 - ・少子高齢社会と商店街
 - ・空き店舗、空き地の活用

- ・駐車場の共同化
- ・ポイントカード、地域通貨等
- ・受注宅配共同化、高率化
- ・SOHO等、コミュニティビジネス

イ. 経営基盤強化

■中小企業の生産性向上

- 例) ・小規模企業の連携、共同事業化の必要性
- ・IT化の推進等による生産性向上・経営改善

■中小企業の活性化

- 例) ・中小企業地域資源活用プログラム
- ・地域資源活用、売れる商品づくり
 - ・市場指向型ハンズオン促進
 - ・地域企業化力向上

ウ. 人材と雇用

■雇用状況の改善と能力開発

- 例) ・仮称・職業能力開発センターの有効活用
- ・季節雇用から常用雇用
 - ・企業が求める人材育成
 - ・雇用状況の改善
 - ・人材の確保

※「都心部」については、中心市街地活性化協議会で議論中であるため、原則として直接の議論対象とはしない。

(3) **産業基盤部会**

ア. 産業立地・物流・IT

■産業立地の促進

- 例) ・企業誘致のターゲット業種
- ・新たな産業基盤の整備
 - ・誘致企業との交流

イ. 空港整備

■利用しやすい空港

- 例) ・空港へのアクセス
- ・利便性
 - ・空港に足りない機能
 - ・駐車場の整備台数

(4) **交流部会**

ア. 観光資源

■観光拠点施設

- 例) ・魅力ある観光拠点施設づくり
・体験観光メニューの創出

■イベント・コンベンション

- 例) ・市民、観光客が楽しめるイベント
・コンベンションの推進

■物産と食観光

- 例) ・物産の普及宣伝事業
・食観光の推進

イ. 観光宣伝・サービス

■観光宣伝

- 例) ・ターゲットを絞り込んだ観光宣伝活動
・フィルムコミッションの取り組み

■受入れ環境と観光サービス

- 例) ・観光情報センター機能
・観光ボランティアガイド

ウ. 航空路線網

■利便性の向上

- 例) ・ダブルトラッキング
・大阪線の通年運行

エ. 国際チャーター便

■就航の促進

- 例) ・PR活動
・観光案内機能の向上

○協議会の開催スケジュール

資料6

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
協議会		●	●			●			●		●

部 会	モノづくり・創業部会		●	●	●	●	●	●	●		
	経営基盤・人材部会		●	●	●	●	●	●	●		
	産業基盤部会		●	●	●	●	●	●	●		
	交流部会		●	●	●	●	●	●	●		

○運営方法

- ①協議会及び各部会の会議は公開を基本とする。
- ②協議会及び各部会に配布する資料は、事前配布に努める。
- ③協議会及び各部会に配布した資料、議事録(要旨)は市のホームページで公開する。
- ④会議の場所は、市役所本庁舎の会議室を基本とする。
- ⑤会議の開催日程は、予め調整し決定する。

第 2 回帯広市中小企業振興協議会に提出する参考資料一覧表（予定）

【国の計画・施策】

- (1) 経済成長戦略大綱の概要
- (2) 産業活力再生特別措置法等の改正（8 省庁連携）
- (3) 地域産業活性化法（仮称）（6 省連携）
- (4) 中小企業地域資源活用促進法（仮称）（6 省連携）

【帯広市の計画・施策】

- (1) 帯広市中小企業振興基本条例
- (2) 中心市街地活性化計画の概要

【帯広市の産業関連施策】

【統計等】

帯広市の現況

- 1 人口
- 2 土地利用
- 3 産業経済

都市間比較

安心安全都市

- 介護を要しない高齢者の割合
- 火災によるり災世帯数（対 1 千世帯）
- 病院数等（対人口 10 万人）
- 医師数等（対人口 10 万人）
- 死亡数と主な要因（対人口 10 万人）
- 市民 1 人あたりの医療費

産業複合都市

- 農業産出額
- 製造品出荷額等

- 卸・小売年間販売額
- 月間有効求人倍率（一般・パート）
- 観光入込客数

環境共生都市

- 1日1人あたりのごみ排出量
- 一般廃棄物のリサイクル率
- 市民1人あたりの都市公園面積
- 公共下水道普及率
- 街路整備率

生涯学習都市

- 大学等進学率
- 新規高等学校卒業者の就職率
- 1人あたりの蔵書冊数と貸出冊数

広域連携都市

- 主な空港別乗降客数
- 主な空港別貨物取扱量
- 国内の友好・姉妹都市締結状況
- 国際姉妹・友好都市締結状況

市民自治と自治体経営

- 市民1人あたりの基金残高
- 市民1人あたりの地方債残高
- 各市の財政力指数
- 各市の経常収支比率
- 各市の起債制限比率
- 各市のラスパイレス指数